

経営者・人事担当者も知っておきたいカスハラ防止義務と最新の法改正 会社と従業員を守るカスタマーハラスメント対策セミナー

改正労働施策総合推進法（通称：カスハラ防止法）により、2026年10月1日より事業主に防止義務が生じます！
近年、業種・事業者規模に関係なく増加する「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、対応を誤ると企業・お店の経営を揺るがすことや、従業員のメンタル不調や離職者の増加などを引き起こす可能性があります。
カスハラ（理不尽な要求や執拗な迷惑行為等）に対しては、会社・お店とそこに働く従業員を守るために、組織的かつ毅然とした対応が必要となります。
そのためにはカスハラの内容・事例をよく理解し、会社・お店として対応ルールを確立させ、社長をはじめ従業員・パート等にまで広く周知することが望まれます。
本セミナーでは、トラブルの早期解決や未然防止をはじめ、従業員が働きやすい職場づくり実現に向けた、組織的なカスハラ対策について分かりやすく解説します。

●講座内容

- ① 改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法の概要）
- ② カスハラの現状と定義・判断基準
- ③ カスハラとクレームの違い
- ④ カスハラが企業・従業員等に与える影響
- ⑤ 企業がカスハラ対策に取り組むメリット
- ⑥ カスハラ行為別の対応例
- ⑦ 対策のための具体的取り組みについて
 - ・ 基本的な対応の枠組み
 - ・ 従業員への周知・啓発・教育
 - ・ 従業員のための相談体制の整備
 - ・ 対応手順の策定 ほか

●開催要項

▽日 時 令和8年10月27日（火）13:30～16:20
▽会 場 サン・リフレ函館 2階大会議室（函館市大森町2-14）
▽講 師 孚(まこと)事務所株式会社 代表/社会保険労務士 飯田 吉宏 氏
▽受講料 会員 1名につき3,000円（非会員 10,000円）
▽振込先 北洋銀行函館中央支店 普通預金 600560
▽申込先 〒040-0001 函館市五稜郭町16-13函館青色会館3階
公益社団法人函館法人会 TEL: 54-9369 / FAX: 54-9368

※当会の女性部会では社会貢献活動の一環として社会福祉施設への「タオル」寄贈活動をしております。
寄贈して頂けるタオルがございましたら、セミナー会場でも受け付けておりますので、ご持参頂ければ幸いです。

----- キリトリ線 -----

公益社団法人 函館法人会 行 (FAX: 0138-54-9368)

「会社と従業員を守るカスタマーハラスメント対策セミナー」申込書

会社名			TEL	()
所在地			FAX	()
参加者①		参加者②		
参加者③		参加者④		
連絡担当者		無料受講券	☐ 利用する (枚) ☐ 利用しない	



※無料受講券ご利用の際は当日会場にご持参ください。

※会場の駐車場は台数に限りがございますのでご注意ください。

尚、駐車券を受付の認証機に通すと2時間まで無料ですが、それ以降は30分につき100円となっておりますので、ご了承ください。

※当会ホームページからもお申込みが可能です。 <http://www.hakodate-hojinkai.or.jp/semina/index.html>